

福祉医療費受給券の受給対象者ではありませんか

福祉医療費受給券は健康保険対象医療費の自己負担分の一部または全部を助成するものです。最近転入した人などで、受給資格があると思う人は問い合わせてください。

現在の対象者のうち、受給資格に当てはまる人には、7月上旬に申請書を郵送します。必要書類と一緒に、**問**へ提出してください。

■**受給資格** 本人、配偶者、福祉医療での扶養義務者には、それぞれ所得制限があります。

区 分	助成対象者
① 重度心身障害者(児)	・ 身体障害者手帳(1～3級)を持つ人 ・ 療育手帳を持つ人 ・ 特別児童扶養手当1級の支給対象児童
② 重度心身障害老人	
③ 母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童を扶養しているひとり親とその子
④ 65～74歳老人	本人およびその配偶者、扶養義務者の全てが市県民税非課税の人
⑤ ひとり暮らし寡婦	かつて母子家庭で児童を扶養していた人で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後もその状態が継続すると見込まれる人
⑥ ひとり暮らし高齢寡婦	
⑦ 精神障害者(児)	精神障害者保健福祉手帳1～3級を持つ人で、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている人
⑧ 精神障害老人	